

広島市地域公共交通会議事務局規定に係る新旧対照表

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、広島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条（略）</p> <p>附 則 この要綱は平成28年7月11日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、広島市地域公共交通会議設置要綱<u>第11条</u>の規定に基づき、広島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第7条（現行に同じ）</p> <p>附 則 この要綱は平成28年7月11日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は令和2年 月 日から施行する。</u></p>